議案第７９号

日進市使用料及び手数料条例の一部改正について

日進市使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成２９年１１月２９日提出

日進市長　萩　野　幸　三

１　提案理由

この案を提出するのは、介護保険サービス事業者の指定及び指定の更新に係る申請について、受益者負担の観点から、介護保険サービス事業者から申請事務に係る手数料を徴収するため、日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する必要があるからであります。

２　主な改正点

介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定等に係る申請手数料を定める。

日進市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

平成　　年　　月　　日

条　例　第　　　　号

日進市使用料及び手数料条例（平成12年日進市条例第2号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第2（第3条関係）</td><td>別表第2（第3条関係）</td></tr>
</table>

改正後

種類	単位	金額	徴収の時期	備考
略				
略			交付のとき	
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1頭につき	340円		
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に係る手数料	1件につき	30,000円	申請のとき	事業所の所在地が市外の場合を除く。
介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第4項において準用する第78条の2第1項の規定に基	1件につき	10,000円		

改正前

種類	単位	金額	徴収の時期	備考
略				
略			交付のとき	
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1頭につき	340円		

づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に係る手数料									
介護保険法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に係る手数料	1件につき	30,000円		同一の事業所において一体的に同種の指定地域密着型サービス事業者の指定又は指定の更新の申請が同時に行われた場合及び事業所の所在地が市外の場合を除く。					
介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第4項において準用する第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき	10,000円							
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指	1件につき	30,000円							

定の申請に係る手数料				
介護保険法第79条の2第4項において準用する第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に係る手数料	1件につき	10,000円		
印鑑登録の証明手数料	1件につき	300円	交付のとき	
略				
住民基本台帳閲覧手数料	1件につき	200円		略
略				

印鑑登録の証明手数料	1件につき	300円	交付のとき	
略				
住民基本台帳閲覧手数料	1件につき	200円		略
略				

附　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。